

景観形成住民協定概要

協定基本情報		
協定の名称		歴史かおるまち海野宿景観形成住民協定
協定に係る区域		東御市本海野（海野宿重要建造物群保存地区） 約 13.2ha
協定者/運営会等		113 名 / 歴史かおるまち海野宿景観形成住民協定運営委員会
認定日 / 番号		平成 8 年 3 月 13 日 / 第 31 号
協定内容・主な基準		
建築物 工作物	配 置	・建築物や工作物は、隣地境界よりできるだけ後退し、ゆとりある空間を確保させ敷地内の緑化に努める。（但し、伝統的建造物を除く。）
屋 外 広告物	用 途	・自己用広告物のみとし、非自己用広告物は設置しない。
	規 模	・地上からの高さは 2.5m 以下とし、軒先から突出させない。 ・表示面積は 1.5 m ² 以下/個とし、3 個以内とする。 ・はり紙、はり札及び立て旗は原則して設置しない。（運営委員会の了承を得たものを除く。）
	材 料 色 彩	・周辺の景観と調和させ、材料は木製を基本とし、古色調仕上げとする。 ・反射光及び光源で動きのあるものは使用しない。 ・文字等は、黒色、白色又は周囲の景観と調和させた彩度の低い色とする。
その他	施 設	・公民館等の施設は、維持管理及び美化に努める。 ・屋外に自動販売機等は設置しない。（運営委員会の了承を得たものを除く。）
	美化清掃	・道路沿い、敷地内外の美化に努める。 ・水路の維持管理及び美化に努める。 ・生活ごみは場所・時間を守り集積する。
	緑 化	・敷地内の空地等は緑化に努め、維持管理に努める。 ・街路樹等の維持管理に努める。
周辺写真		
		